

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成及び 訓練の実施の徹底について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

- ・平成28年8月の台風10号による被害を踏まえ策定

○ 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」 施行



要配慮者利用施設の
避難体制の強化を図るため

『水防法』及び『土砂災害防止法』

平成29年6月19日改正



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の
管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**と
なりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

＜要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト①＞

【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容：
 - 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊
 - 避難確保計画のひな形
 - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト②>

【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

- 「政策・法令・予算」

- 「（２）政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

- 「砂防」

- 「土砂災害防止法が改正されます」

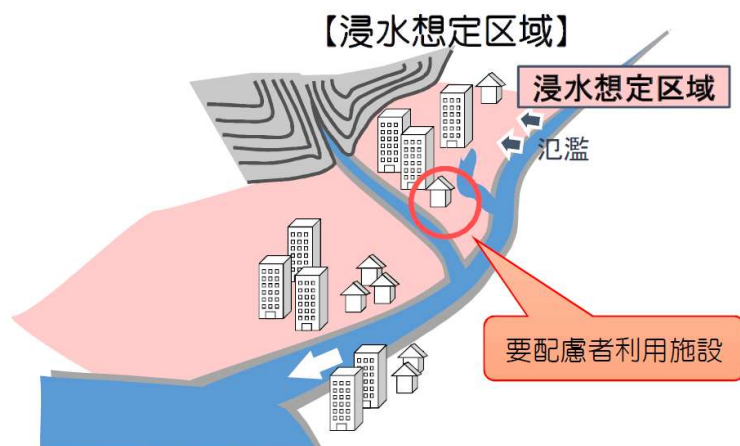
URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

- ・ 掲載内容：

- 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
(手引き、作成例、チェックリスト)

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮
を要する方々が利用する施設で
す。

例
え
ば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

（学校）

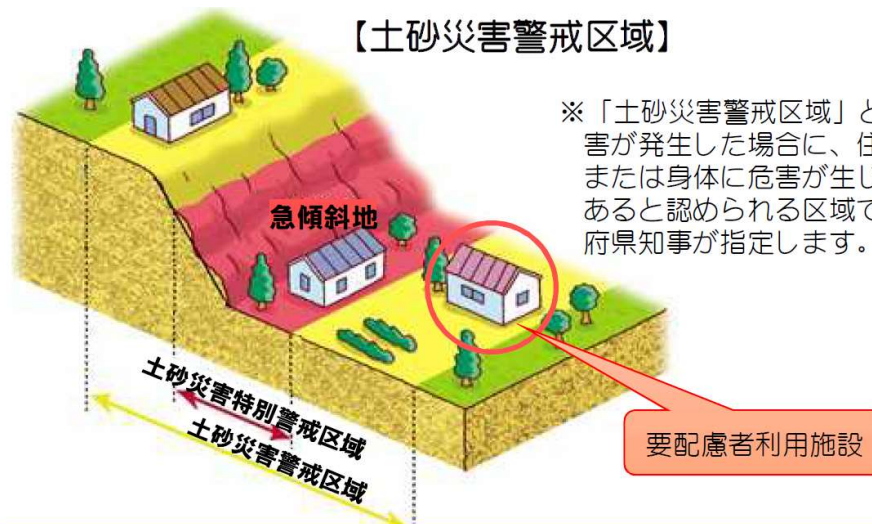
- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの）等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

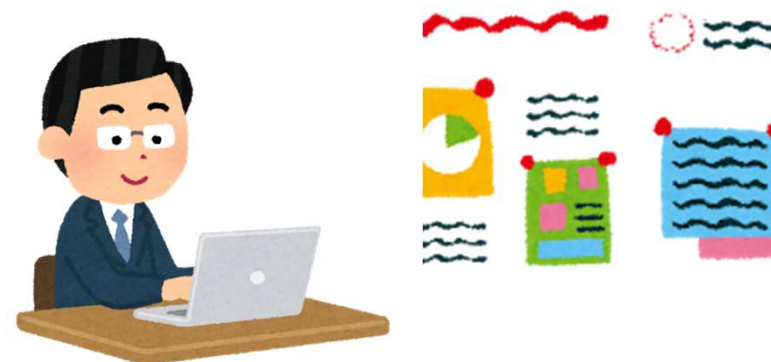
（参照元：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット」（平成29年6月作成））

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省
水管理・国土保全局のホームページに掲載してい
ますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



●計画策定状況に関する調査について

○昨年5～6月に

「非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について」

として調査を実施しました。

調査の結果、非常災害計画や避難確保計画が未作成の施設が見られましたので、計画を作成して下さい。

◆ 調査結果

<回答状況>

対象施設	1,159	回答施設	1,134	回答率	97.8%
------	-------	------	-------	-----	-------

○避難訓練

- ・全体の**92.8%**が実施。

○非常災害対策計画

- ・全体の**73.9%**が策定。
- ・有料老人ホームでは全体の**50%**が策定。

○避難確保計画

- ・災害別の避難確保計画を策定していない理由として最も多かった回答は、**「作成の義務があるのをしらなかった」**
- ・次いで多かったのは、**「作成する必要性を感じない」**、**「どのように作成するかわからない」**

(参考) 計画への記載事項 (非常災害対策計画・避難確保計画)

項目	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	各施設・事業所種別の指定基準（省令） （例：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）	水防法 土砂災害防止法 津波防止地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所 （訪問系サービスを除く）	津波想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、 市町村が作成する地域防災計画 に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務	・非常災害対策計画の作成 ・避難訓練の実施	・避難確保計画の作成及び市町村への提出 ・避難訓練の実施
計画で定めるべき項目	《「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日厚生労働省 4 課長連名通知） ・介護保険施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制	《要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き》 ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自営水防組織（自営水防組織を設置する場合に限る） （※）下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。 【参考にする手引き】 洪水・内水・高潮：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（H29.6国交省）

●災害発生時等における社会福祉施設等の緊急連絡先等の提供について

平成29年5月に以下のとおり入居・通所系事業所に対して依頼し、提供いただいた社会福祉施設等の緊急連絡先等について、変更等があれば、同様式又は任意様式を活用の上、改めてご提供をお願いいたします。

(平成29年5月8日付け青高保第272号 依頼文書 添付様式)

青森県健康福祉部 高齢福祉保険課 介護事業所グループ 宛 (FAX: 017-734-8090) ※FAX送信票は不要です。

平成 年 月 日

災害発生時等における社会福祉施設等の緊急連絡先等の提供について

法人名: _____ 記入者氏名: _____ 記入者連絡先電話番号: _____

(注) 緊急連絡先等を回答して頂く社会福祉施設等の種別は、次のとおりです。

- | | | | | |
|------------------|-------------|--------------------|-----------------------|------------------|
| (1)老人短期入所施設 | (2)養護老人ホーム | (3)特別養護老人ホーム | (4)軽費老人ホーム | (5)認知症高齢者グループホーム |
| (6)生活支援ハウス | (7)介護老人保健施設 | (8)小規模多機能型居宅介護事業所 | (9)看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 | (10)有料老人ホーム |
| (11)サービス付高齢者向け住宅 | (12)通所介護 | (13)通所リハビリテーション事業所 | (14)特定施設入居者生活介護事業所 | |

社会福祉施設等の種別	事業所番号 (介護サービス事業の場合)	施設等の名称	電話番号1 (施設・事業所の固定番号)	電話番号2 (電話番号1がつかない場合は、 連絡先となる電話番号を記載)	FAX番号	E-mailアドレス ※個人アドレスではなく、施設・事業所のアドレスとしてください。 ※α(オー)β(ゼロ)γ(ハイフン)δ(アンダーライン)等の区別が付きよう記載してください。

- ※ 記入誤りの無いよう、FAXを送信する前にもう一度内容をご確認ください。
- ※ 欄が不足する場合は、この様式を適宜コピーしてお使いください。
- ※ 複数の施設等を運営している場合は、法人1にて各施設分を取りまとめの上、一括して回答して下さるようお願いいたします。

●災害時防災情報について

○平成31年3月29日に内閣府策定の 「避難勧告等に関するガイドライン」が改定

避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとしましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)
警戒レベル4 (全員避難)	速やかに避難策へ避難しましょう。 公的な避難場所への移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅等のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) (市町村が発令)
警戒レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人(ご高齢の方等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※ 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されとは限りません。状況が急変することもあります。

＜要配慮者利用施設の避難等に係る参考情報のサイト＞

内閣府（防災）のホームページ

○「避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成31年3月29日）」

URL :

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

※ 今後、内閣府HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

○「要保護者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」

URL :

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

※ 今後、内閣府HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

被災された方々が介護サービスを利用される際には下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名、生年月日、住所
- ・負担割合

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和2年10月末までの介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和2年7月豪雨について」>「医療・保険」>「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から【警戒レベル3、4】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル5】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

呼びかけの
一例
警戒
レベル
4
伝達文例の
一例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

- 警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます
- 避難勧告の発令を伝えます
- 災害が切迫していることを伝えます
- とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が発生していることを 把握した場合に、可能な範囲で発生 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急に又は 重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(高齢者の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警戒情報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これは、住民が自主的 に避難行動をとるために 参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各情報の警戒レベル1～5の段階で発表されるものではありません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレ
ベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必
ず発令されるものではありません。避難勧告が発令された後、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をし
てください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水
のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたので
あり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード

●事業継続計画（BCP）の策定について

- 社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められている。
- そのためには、**事業継続計画（BCP）**の作成が有効。
- 県では、令和2年6月19日付け社会福祉施設等あてに事務連絡を発出しました。
（県事務連絡の掲載場所：介護保険制度関連法令・通知等
http://cms.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigo_hourei_tsuuchi.html）

●事業継続計画（BCP）の策定について

- BCP様式、様式解説集は、以下の場所に掲載しています。

【青森県HP】
社会福祉施設等の
災害・事故・感染防止関連通知
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/sisetsu.html>)

(参考) BCP様式解説集→

3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

施設が所在する自治体のハザードマップ等を張り付ける（多い場合は別紙とする）。

(記載例)

